

建設業振興基金のご紹介

- ▶建設産業債務保証事業
 - ・債務保証
 - ・下請セーフティネット債務保証事業
 - ・地域建設業経営強化融資制度
 - ・下請債権保全支援事業
 - ・建設業災害対応金融支援事業

建設産業構造改善事業

建設産業情報化推進事業

検定試験・研修・講習事業

委員会・研究会

出版物・報告書

リンク

ホーム

建設業災害対応金融支援事業

(1)本事業の概要 / (2)手続きの流れ / (3)様式類

(1)本事業の概要

1. 本事業の目的

建設業は災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っています。一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみレンタルする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが予想されます。そこで、国土交通省では、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援することとしました。

2. 本事業の概要

対象者	①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力を会社を含む。) ②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業(これらの協力を会社を含む。)	左記の条件に該当し、かつ、東日本大震災により建設機械を滅失した建設企業(これらの協力を会社を含む。)
中小・中堅建設企業の定義	資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する事業員の数が1,500人以下の建設企業。	
協会の定義	建設企業の協会のうち、災害協定に記載されている事務を実施するものであり、かつ、当該建設企業が締結している災害協定の中に企業名がでてくる企業。(なお、災害協定の中で企業名が出てこない企業であっても、様式4を提出して頂ければ協会会社として扱う。)	
対象機械	建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル(地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。)。なお、対象機械は、「基本的に自社の工事で使用し、災害時に自社で災害対応に使用するもの」に限定する。	ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルに限定せず、建設機械抵当法上の建設機械全てを対象とする。なお、対象機械は、「基本的に自社の工事で使用し、災害時に自社で災害対応に使用するもの」に限定する。
対象機械購入時期	平成25年1月11日～平成26年2月28日	平成23年3月14日～平成26年2月28日
本事業利用申請期限	平成26年3月31日まで	
助成内容①	初年度1年分の金利の2/3補助。上限4%。	
助成内容②	1台あたりの金利助成額の上限は150万円。	
助成内容③	1企業あたり3台まで。	1企業あたり6台まで(そのうち、滅失した機械の代替として購入する建設機械以外で購入する機械の上限は3台まで。)

<本事業に関する問い合わせ先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

TEL:03-5473-4575

E-mail:kenki@kensetsu-kikin.or.jp